



河内長野市産業振興施策のご案内 (事業者支援施策を大幅に充実)



本市では、平成27年度より産業振興に向けた各種制度をスタートさせました。
これらの制度を皆様に積極的に活用いただくことにより地域産業のさらなる振興を図ります。

(補助・支援の内容や対象者により条件が異なりますので、詳しくは産業観光課までお問い合わせ下さい)

区分		制度の概要	対象者	補助金額等
中小企業等 経営基盤支援	研究開発支援 事業補助金	市内中小企業者等が公的研究機関で、開放機器等の使用や調査・研究の委託・試験研究の依頼・共同研究等を行った場合に補助金を交付します。	市内で同一事業を6ヶ月以上行っている中小企業者等	対象経費の1/2相当額 上限額：各事業100千円 合計200千円
	産業財産権取得 支援事業補助金	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権を出願又は取得した市内中小企業者等に対し、補助金を交付します。		
	人材育成支援 事業補助金	市内中小企業者等の役員又は従業員が、国家資格等の取得に要した経費に対し、補助金を交付します。		
金融 支援	小規模企業サ ポート資金(市 町村連携型融 資)	大阪府の制度融資「小規模企業サポート資金」を活用し、さらに有利な利率で本市独自の連携融資を行います。 なお、事業者が上記融資等を受ける際に、大阪信用保証協会に支払う保証料について補助を行っていますのでご利用下さい。	(個人事業者の場合) 市内に6ヵ月以上居住し、かつ原則として市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヵ月以上営んでいる方 (法人事業者の場合) 市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヵ月以上営んでいる方 上記 のいずれかに該当する小規模事業者(会社の場合は、資本金又は出資の額が1,000万円以下のものなどその他要件あり)	融資限度額 5,000千円 融資期間 84ヵ月 貸付利率(引き下げ) 1.6% 1.0% 信用保証料の1/2相当額 上限額：150千円/件
	中小企業事業 資金利子補給	市内小規模事業者及び創業者が利用する日本政策金融公庫の下記融資制度の利用に伴い発生する利息に対して補助を行います。 (利子補給対象融資) ・経営改善貸付(マル経融資) ・新創業融資制度により貸付された一部の融資 (補助対象融資限度額) ・5,000千円	(個人事業者の場合) 市内に6ヵ月以上居住し、かつ原則として市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヵ月以上営んでいる方 (法人事業者の場合) 市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヵ月以上営んでいる方 上記 のいずれかに該当し、日本政策金融公庫の左記の融資を受けたもの	各年の利子支払額の1/2相当額 上限額：50千円/年 補助期間：36ヶ月

区分		制度の概要	対象者	補助金額等
企業誘致・事業拡張支援	立地奨励金	<p>下記要件の土地・家屋・償却資産の取得、新設等を行った企業に対し、固定資産税・都市計画税相当額の1/2を補助金として交付します。</p> <p>(1)土地(取得) 1,000㎡以上(市街化調整区域は2,000㎡以上)</p> <p>(2)家屋(取得・新設・建替・増設) 1,000㎡以上(市街化調整区域は2,000㎡以上)</p> <p>(3)償却資産(取得) 取得価格が10,000千円以上</p>	<p>1.業種 日本標準産業分類に掲げる下記の業種が対象。</p> <p>製造業 情報通信業 運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業 学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関</p>	<p>(1)土地 固定資産税・都市計画税の1/2相当額 上限額:5,000千円 補助期間:5年</p>
	事業拡張奨励金	<p>下記要件の土地・家屋の取得・新設等を行った企業に対し、固定資産税・都市計画税相当額の1/2を補助金として交付します。</p> <p>(1)土地(取得) 100㎡以上 (2)家屋(取得・新設・建替・増設) 100㎡以上</p>		<p>(2)家屋 固定資産税・都市計画税の1/2相当額 上限額:3,000千円 補助期間:5年</p>
		<p>土地を賃借して、立地奨励金又は事業拡張奨励金を申請する場合に、その借地の固定資産税・都市計画税相当額の1/2を補助金として交付します。</p>		<p>(3)償却資産 固定資産税・都市計画税の1/2相当額 補助限度額:5,000千円 補助期間:5年</p>
		<p>「立地奨励金」の対象企業であり、創業開始日以後、2年を経過し、市民の正規雇用が1年以上継続している場合に奨励金を交付します。</p>		<p>(1)土地 固定資産税・都市計画税の1/2相当額 上限額:5,000千円 補助期間:5年</p>
	雇用促進奨励金	<p>10万円/人 上限額:200万円/事業所 (補助は1回限り)</p>		
創業支援	<p>起業家支援事業補助金</p> <p>セミナーや個別相談の実施により、市内での起業をサポート。事業所用設備経費等の1/2を補助金として交付します。</p>	<p>起業の日を迎えておらず、補助年度内に開業の届出可能な方。または、起業の日から1年を経過していない方(特定創業支援の証明書発行を受けていること)</p>	<p>事業所用等設備経費・広告宣伝費の1/2相当額 上限額:各100千円 (最大200千円) (補助は1回限り)</p>	
販路開拓等支援	<p>新規開拓・その他支援</p> <p>事業者の事業維持拡大に向けて、販路や事業領域の拡大等のノウハウの提供や、それを実践するためのサポートを行います。</p>	<p>市内で事業をされている方 (法人・個人問わず)</p>	-	



お問い合わせ先
河内長野市環境経済部
産業観光課産業活性化係
TEL:0721-53-1111
E-mail:sangyou@city.kawachinagano.lg.jp
(担当:長野・西本・内倉)